

# 資格の取得

## 〔国家試験受験資格〕

### ◎社会福祉士課程

本学に設置されている「社会福祉士」課程は、「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年5月26日、法律第30号）に基づき、社会福祉に関する科目を設置し、「社会福祉士試験」の受験資格を取得するためのものである。

#### 1. 「社会福祉士」の定義

社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと（相談援助）を業とする者をいう（法第2条）。

#### 2. 「社会福祉士」の受験資格

「社会福祉士」の受験資格を得るためには、社会福祉学科の専門科目のうち、厚生労働大臣の定める社会福祉士指定科目（注1）を履修し、卒業しなければならない（法第7条第1号、表1参照）。本学の場合、社会福祉学科の通常のカリキュラムを履修していけば、社会福祉士受験資格が取得できるので、可能な限り取得に励みたい。

なお、本学において資格課程の「基礎科目」（注2 表1のなかの◎印）のみを履修した場合、卒業後に社会福祉士短期養成施設（6ヶ月以上）で必要な単位を修得することによって受験資格を得る方法もある。

#### 3. 「社会福祉士」の資格と試験

社会福祉士の資格を取得するためには、毎年1回以上、厚生労働大臣が行う「社会福祉士試験」に合格しなければならない。（法第4条、6条）

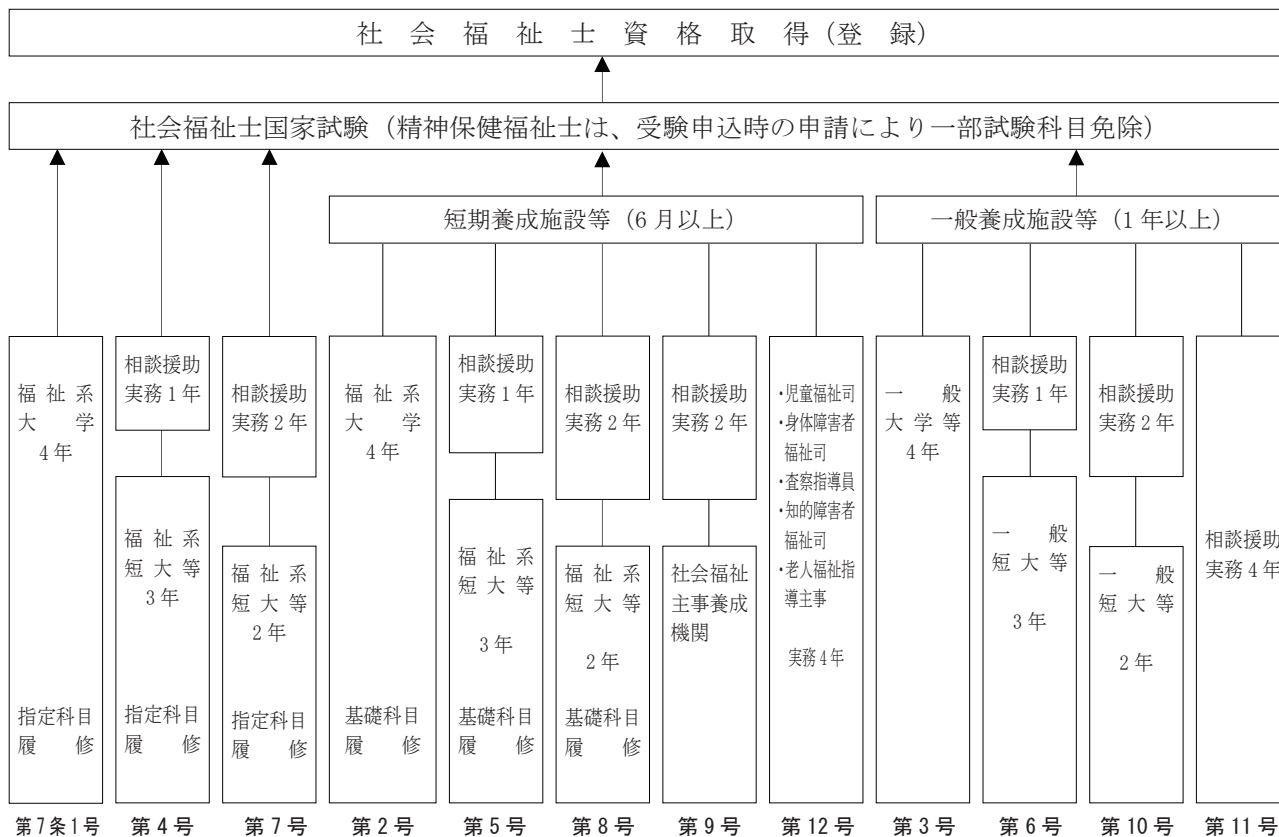
#### 4. 厚生労働省の指定科目のうち、選択とされる科目も社会福祉士試験の試験科目となっているので、卒業までに全て履修しておくことが望ましい。

（参考）社会福祉士試験の試験科目

- (1) 現代社会と福祉 (2) 社会調査の基礎 (3) 相談援助の基盤と専門職 (4) 相談援助の理論と方法
- (5) 地域福祉の理論と方法 (6) 福祉行財政と福祉計画 (7) 福祉サービスの組織と経営 (8) 社会保障
- (9) 高齢者に対する支援と介護保険制度 (10) 障害者に対する支援と障害者自立支援制度
- (11) 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 (12) 低所得者に対する支援と生活保護制度
- (13) 保健医療サービス (14) 人体の構造と機能及び疾病 (15) 心理学理論と心理的支援
- (16) 社会理論と社会システム (17) 就労支援サービス (18) 権利擁護と成年後見制度
- (19) 更生保護制度

## 5. 社会福祉士の養成課程

社会福祉士の国家試験を受験するためには、次に示すような養成課程がある。



## 6. 参考条文

- ① 学校教育法(昭和22年、法律26号)に基づく大学(短期大学を除く)において、文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者。(法第7条第1号)
- ② 学校教育法に基づく大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する基礎科目を修めて卒業した者……であって、……厚生労働大臣の指定した養成施設(社会福祉士短期養成施設)において6ヶ月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者。(法第7条第2号)

## 18～13年度生

(表1) 社会福祉士指定科目と本学開講科目の対応表

社会福祉士指定科目 (注1)	本学開講科目	単位	履修要件	取得年次	担当教員	備考
◎人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	2	選択	1～	上鹿渡	}うち1科目選択必修
◎心理学理論と心理的支援	心理学理論と心理的支援	2	選択	1～	佐藤	
◎社会理論と社会システム	社会理論と社会システム	2	選択	1～	小林(孝)	
現代社会と福祉	現代社会と福祉Ⅰ	2	必修	2～	宮本	
	現代社会と福祉Ⅱ	2	必修	2～	鈴木(忠)	
◎社会調査の基礎	社会調査の基礎	2	必修	1～	旭	
◎相談援助の基盤と専門職	相談援助の基盤と専門職Ⅰ	2	必修	1～	鈴木(由)	
	相談援助の基盤と専門職Ⅱ	2	必修	1～	鈴木(由)	
相談援助の理論と方法	相談援助の理論と方法Ⅰ	2	必修	2～	端田	
	相談援助の理論と方法Ⅱ	2	必修	2～	萱津	
	相談援助の理論と方法Ⅲ	2	必修	3～	端田	
	相談援助の理論と方法Ⅳ	2	必修	3～	端田	
地域福祉の理論と方法	地域福祉の理論と方法Ⅰ	2	必修	2～	合田	
	地域福祉の理論と方法Ⅱ	2	必修	2～	合田	
◎福祉行財政と福祉計画	福祉行財政と福祉計画	2	必修	3～	宮本	
◎福祉サービスの組織と経営	福祉サービスの組織と経営	2	必修	3～	萱津	
◎社会保障	社会保障(注3)	4	必修	3～	鈴木(忠)	
◎高齢者に対する支援と介護保険制度	高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅰ	2	必修	2～	越田	
	高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅱ	2	必修	2～	越田	
◎障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	2	必修	2～	旭	
◎児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	2	必修	2～	川島	
◎低所得者に対する支援と生活保護制度	低所得者に対する支援と生活保護制度	2	必修	2～	鈴木(忠)	
◎保健医療サービス	保健医療サービス	2	必修	3～	鈴木(由)	
◎就労支援サービス	就労支援サービス	1	選択	3～	塩津	}うち1科目選択必修
◎権利擁護と成年後見制度	権利擁護と成年後見制度	2	選択	3～	合田	
◎更生保護制度	更生保護制度	1	選択	3～	端田	
相談援助演習	相談援助演習Ⅰ	1	必修	2～	担当教員	
	相談援助演習Ⅱ	1	必修	3～	担当教員	
	相談援助演習Ⅲ	1	必修	3～	担当教員	
	相談援助演習Ⅳ	1	必修	3～	担当教員	
	相談援助演習Ⅴ	1	必修	4	担当教員	
相談援助実習指導	相談援助実習指導Ⅰ	1	必修	2～	担当教員	
	相談援助実習指導Ⅱ	1	必修	3～	担当教員	
	相談援助実習指導Ⅲ	1	必修	3～	担当教員	
	相談援助実習指導Ⅳ	1	選択	4	担当教員	
相談援助実習	相談援助実習	4	必修	3～	担当教員	

◎印は基礎科目(注2)

(注1) 平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号

(注2) 同上

(注3) 14年度生以降は[社会保障Ⅰ(2単位)]・[社会保障Ⅱ(2単位)]

18～13 年度生

1. 社会福祉士演習・実習科目および関連科目に関する履修体系

第1 Semester(1 年次前期)・第2 Semester(1 年次後期)



※編入生・スロートラックなどの学生は履修注意

2. 「社会福祉基礎実習指導」・「社会福祉基礎実習」

これらの科目は、本学において社会福祉士・精神保健福祉士受験資格を得るための必修科目であり、通常第3 Semester (2 年次前期) に履修するものである。

これらの科目は、下記の要件を満たした者が履修することができる。ただし、障害等によって科目履修上特別な配慮が必要である場合や転学部生・編入生については別途考慮する。

要件) 原則として、以下の科目の単位が取得済みであること。

社会福祉の考え方
福祉の仕事
人間と社会の理解
コミュニケーション技法/ コミュニケーション技法 I

3. 「相談援助実習指導 I」

「相談援助実習指導 I」は、社会福祉士受験資格を得るための必修科目であり、通常第4 Semester (2 年次後期) に履修するものである。本科目は、下記の要件を満たした者が履修することができる。

要件) 「社会福祉基礎実習指導」の単位が取得済みであること。

## 4. 「相談援助演習Ⅰ」

「相談援助演習Ⅰ」は、社会福祉士受験資格を得るための必修科目であり、通常第4セメスター（2年次後期）に履修するものである。本科目は、下記の要件を満たした者が履修することができる。

要件）「社会福祉基礎実習指導」および「相談援助の理論と方法Ⅰ」（※）の単位が取得済みであること。

※ 「相談援助の理論と方法Ⅰ」を履修するためには、「相談援助の基盤と専門職Ⅰ」「相談援助の基盤と専門職Ⅱ」の単位が取得済みであることが要件となる。

## 5. 「相談援助実習（夏期・春期）」・「相談援助実習指導Ⅱ」

「相談援助実習」・「相談援助実習指導Ⅱ」は、社会福祉士受験資格を得るための必修科目であり、通常第5セメスター（3年次前期）に履修するものである。なお、「相談援助実習」は原則として夏期と春期の2回に分けて行う。転学科生、編入生、スロートラック学生などの実習は、夏期のみとなり春期は行わない。また履修登録上は1科目である。

これらの科目は、下記の要件を満たした者が履修することができる。ただし、転学部生・編入生については別途考慮する。なお、以下の要件を満たした者であっても、演習・実習に関連する科目（「社会福祉基礎実習指導」・「社会福祉基礎実習」・「相談援助実習指導Ⅰ」・「相談援助演習Ⅰ」等）において、遅刻や誓約書等指定された書類の未提出をはじめとして、実習を行なうにあたって基本的な態度に難があると判断された者には、実習を認めない。

要件1) 以下の科目の単位を取得済みであること。

社会福祉基礎実習	
相談援助実習指導Ⅰ	
相談援助演習Ⅰ	
相談援助の基盤と専門職Ⅰ	
相談援助の基盤と専門職Ⅱ	
相談援助の理論と方法Ⅰ	
相談援助の理論と方法Ⅱ	
現代社会と福祉Ⅰ	9科目のうち3科目以上  (注)「～Ⅰ・Ⅱ」の科目は、グレード制のため「～Ⅰ」の単位が取得できなければ受講できない。
現代社会と福祉Ⅱ	
高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅰ	
高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅱ	
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	
低所得者に対する支援と生活保護制度	
地域福祉の理論と方法Ⅰ	
地域福祉の理論と方法Ⅱ	

要件2) 「相談援助実習」に関する誓約書等指定された書類が提出済みであること。

\*通常学生は、第4セメスター（2年次後期）には、「相談援助実習指導Ⅰ」と「相談援助演習Ⅰ」をあわせて履修することが原則である。また、社会福祉士受験資格を取得するための指定科目を履修しておくことが必要である。

#### 6. 「相談援助演習Ⅱ」・「相談援助演習Ⅲ」

「相談援助演習Ⅱ」・「相談援助演習Ⅲ」は、社会福祉士受験資格を得るための必修科目であり、通常第5 Semester（3年次前期）に履修するものである。これらの科目は、下記の要件を満たした者が履修することができる。

ただし、転学部生・編入生については別途考慮する。

要件1) 「相談援助演習Ⅰ」および「相談援助の理論と方法Ⅱ」の単位を取得済みであること。

要件2) 「相談援助の理論と方法Ⅲ・Ⅳ」を履修すること。

#### 7. 「相談援助演習Ⅳ」

「相談援助演習Ⅳ」は、社会福祉士受験資格を得るための必修科目であり、通常第6 Semester（3年次後期）に履修するものである。この科目は、下記の要件を満たした者が履修することができる。ただし、転学部生・編入生については別途考慮する。

要件1) 「相談援助演習Ⅱ・Ⅲ」および「相談援助の理論と方法Ⅲ」の単位を取得済みであること。

#### 8. 「相談援助実習指導Ⅲ」

「相談援助実習指導Ⅲ」は、社会福祉士受験資格を得るための必修科目であり、通常第6 Semester（3年次後期）に履修するものである。これらの科目は、下記の要件を満たした者が履修することができる。ただし、転学部生・編入生については別途考慮する。

要件) 「相談援助実習指導Ⅱ」の単位を取得済みであること。

#### 9. 「相談援助演習Ⅴ」

「相談援助演習Ⅴ」は、社会福祉士受験資格を得るための必修科目であり、通常第7 Semester（4年次前期）で履修するものである。この科目は、下記の要件を満たした者が履修することができる。ただし、転学部生・編入生については別途考慮する。また、スロートラック学生についてはこの限りではない。別途指示する。

要件) 以下の科目の単位を取得済みであること。

相談援助実習
相談援助実習指導Ⅲ
相談援助実習指導Ⅳ

#### 10. 「相談援助実習指導Ⅳ」

「相談援助実習指導Ⅳ」は、社会福祉士受験資格を得るための科目であり、通常第7 Semester（4年次前期）で履修するものである。この科目は、下記の要件を満たした者が履修することができる。ただし、転学部生・編入生については別途考慮する。また、スロートラック学生についてはこの限りではない。別途指示する。

要件) 以下の科目の単位を取得済みであること。

相談援助実習
相談援助実習指導Ⅲ